

# 今後の財政見直し

【資料2】

平成30年11月13日  
総務部財政経営課

## 前提条件

- 一般財源は平成30年度以降横ばいとする。(平成31年度地方財政の課題(総務省)の記述(平成31年度地方一般財源を前年度同水準で確保)による。)
- 消費税及び地方消費税の増税(平成31年10月 8%→10%)による地方交付税の増額は国においては交付税特別会計の借入額の減、地方においては臨時財政対策債の減となる見込みであること、また地方消費税交付金の増額は同額が基準財政収入額に算入され地方交付税の同額の減になる見込みであること、更に社会保障の充実(教育負担の軽減、子育て支援、介護人材の確保)に対する地方財政への影響は明確になっていないことにより見込まないものとする。
- 社会保障関係費は毎年度+2.5億円を見込むものとする。
- 清掃センターの更新(平成34年度~37年)費用について、建設費に対する起債の償還額は平成35年度以降から見込むものとする。
- 国保基金の残高を勘案し、平成35年度以降は、再度国民健康保険特別会計への繰り出しを復活させるものとする。

